

「雲南市公共施設等総合管理計画」の改訂等に関する
ご意見・アンケート【ご質問】

◆項目 1：保有量・配置の適正化に向けた基本的な考え方について

ご質問内容①	
大災害が発生したときの避難所については、充足しているとは言えないのではないか。更地になるのも近い撤去工事中の公共施設の残骸を見るたびに、避難所として整備すればよかったのになってしまう。すぐに人でいっぱいになりそうな交流センターや川のそばの小学校、破損が目立つ体育館に避難するよりも、安全面はともかく、自分の家の屋根に垂直避難した方が良さそうになってしまう。	
回 答	
避難所の充足に関する考え方についてお答えします。市内には指定避難所と指定緊急避難場所を兼ねて 81 施設、指定緊急避難場所 3 施設があります。 指定避難所は、災害により住宅を失った場合等において、一定期間生活するための施設であり、R7 年 6 月 1 日現在の収容可能人数は、約 20,000 人（20,339 人）、指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から身の安全を確保するために一時的に非難する場所で、収容可能人数は約 33,000 人（33,339 人）となっております。 一方、「島根県地震・津波被害想定調査報告書」にある本市の最大想定避難者数は約 4,600 人です。 また、指定避難所は、平時から人の往来があり、電気やガス、水道等が通っている交流センターや学校施設等を基本としており、災害時には、安全面を確認した上で開設することとしております。	

◆項目 2：維持・管理の適正化に向けた基本的な考え方について

ご質問内容①	
「脱炭素化の推進」における、雲南市が進めておられる「森林バイオマスエネルギー事業」の位置づけと現状（成果・課題 等）を教えてください。	
回 答	
「森林バイオマスエネルギー」の活用については、「再生可能エネルギーの推進」の施策として、R6 年 3 月に策定した「雲南市脱炭素社会実現計画」に位置付けております。市では林地残材の有効活用手段として、市民による収集を行い、チップ化したものを市内 6 つの公共施設でバイオマスボイラー活用しています。このバイオマスボイラーは地産地消の再生可能エネルギーであり、化石燃料に比べて木質チップは安価である反面、施設の維持管理に費用が	

かさむ傾向にあります。

また、市では薪ストーブ等の支援も行っておりバイオマスエネルギーの普及に努めています。

ご質問内容②

施設内での脱炭素化（太陽光発電など）での電気料金は、どれくらい負担が減っているのか知りたい。脱炭素化することで本来の生活に不自由を感じる場合、簡単には進まないと思います。雲南市内での成功？事例があれば知りたい。

回 答

R6年3月に策定した「雲南市脱炭素社会実現計画」では、「①くらしの豊かさの向上」、「②適応力（レジリエンス）の向上」、「③地域経済循環の向上」の3つの柱を掲げ、脱炭素社会実現に向けた取組を進めています。

例えば、蛍光灯からLED照明に交換すれば消費電力は1/5～1/6程度に抑えられ、太陽光発電ではこれまでのFIT（国による固定価格買取制度）売電ではなく、自家消費をすることで購入する電気よりも安価な電力を使うことができます。（自家消費は、再エネ賦課金、燃料調整費等の負担もない）また、災害等の停電時においても電気を使うことができます。

こうした取組により、生活環境は変わらずとも電気代の支出を下げるすることができます。加えて、一般家庭等では、高効率エアコン・給湯器への更新や窓リフォーム（ペアガラス）などは、現在、国からの支援もあり省エネを図ることでエネルギーコストの削減を図ることができます。

こうした取組の公共施設での例としては、雲南市役所本庁舎や木次子育て支援センターがあります。いずれもZEB※1（ゼブ）水準で建設されており、基準値に対する一次エネルギー消費量削減率が75%以上を実現している建物です。また、加茂文化ホールラメールは、ZEB改修を現在行っています。

また、一般住宅では建築基準法の改正により、2025年4月以降はすべての新築住宅に「省エネ基準適合」が義務化され、2030年度以降の新築はZEH※2（ゼッチ）水準の省エネ性能の確保が求められます。

こうした、省エネ基準に適合した建物は、光熱費の削減に加え、冬は暖かく夏は涼しいなど生活をするうえでの快適性とヒートショック予防など健康面にも影響をもたらします。

一方で、公共施設の建設・改修や設備等の導入には多額の予算が必要となることから、国の有利な財源を確保し進めていく必要があります。

加えて、太陽光発電や蓄電池設備の導入は、PPA事業※3での導入により初期コストの低減を図ることとし、今年度は13の公共施設で太陽光発電及び蓄電池の導入を進めています。PPA事業による太陽光発電及び蓄電池の導入

は、公共施設に限らず事業所、一般家庭へ普及を図る計画としています。

※1 ZEB…ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、省エネや創エネを通じて、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とする非住宅建築物のこと

※2 ZEH…ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと

※3 PPA…「第三者所有モデル」とも呼ばれ、PPA 事業者が需要家の敷地や屋根などのスペースに、太陽光発電設備等は無償で設置・維持管理して電気を供給する仕組み。需要家は、自家消費する電力代を負担する。

ご質問内容③

審議会で、施設の有効活用について、譲渡や売買の話があるとのことでしたが、そのような契約手続きの手順や公募はどのように情報公開されているのでしょうか。

回 答

雲南市では、「市有財産利活用基本方針」に基づき、市有財産利活用（譲渡や処分を含む）の流れや「個別資産利活用方針」を定め、主に市のホームページにおいて、売却予定財産の情報、公有財産売却公告入札、公有財産の貸付等について広く情報公開を行っています。

※詳しくは、雲南市 HP <https://www.city.unnan.shimane.jp/>

トップ> 市政情報> 公住財産をご覧ください。

雲南市指定避難所・指定緊急避難場所一覧

令和7年6月1日現在

NO	町名	地区名	施設名称	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所	収容可能人数(人)	災害適用性		
								地震	水害	土砂災害
1	大東	大東	島根県立大東高等学校	雲南市大東町大東637	○	○	780	○	○	▲
2			大東公園体育館	雲南市大東町大東1094	○	○	670	○	○	○
3			雲南市立大東保育園	雲南市大東町大東1663	○	○	200	○	○	○
4			大東地域交流センター	雲南市大東町大東2419-1	○	○	170	○	○	○
5			雲南市立大東小学校	雲南市大東町田中43-4	○	○	600	○	○	○
6		春殖	雲南市立大東中学校	雲南市大東町養賀967	○	○	760	○	○	▲
7			春殖交流センター	雲南市大東町大東下分235-1	○	○	59	○	×	○
8		幡屋	幡屋交流センター	雲南市大東町仁和寺833-10	○	○	32	▲	▲	○
9			雲南市立西小学校	雲南市大東町仁和寺2435-11	○	○	540	○	○	×
10		佐世	佐世交流センター	雲南市大東町上佐世1385-3	○	○	67	▲	○	○
11			雲南市立佐世小学校	雲南市大東町上佐世1394-1	○	○	310	○	▲	○
12		阿用	阿用交流センター	雲南市大東町東阿用33-1	○	○	44	▲	▲	○
13			雲南市立阿用小学校	雲南市大東町東阿用109	○	○	370	○	○	○
14		久野	久野交流センター	雲南市大東町上久野30-4	○	○	340	○	×	▲
15		海潮	海潮交流センター	雲南市大東町南村234-1	○	○	48	▲	○	▲
16			旧雲南市立海潮中学校	雲南市大東町南村268	○	○	430	○	▲	▲
17		塩田	塩田交流センター	雲南市大東町塩田84	○	○	52	○	○	×
18			旧雲南市立塩田小学校	雲南市大東町塩田96-1	○	○	170	○	×	▲
19	加茂	加茂	雲南市加茂総合センター	雲南市加茂町加茂中972-5	○	○	50	○	▲	○
20			加茂交流センター	雲南市加茂町加茂中972-5	○	○	120	○	▲	○
21			雲南市立加茂小学校	雲南市加茂町加茂中1031	○	○	680	○	○	×
22			加茂B & G海洋センター	雲南市加茂町宇治228-1	○	○	430	○	▲	○
23			雲南市立加茂こども園	雲南市加茂町宇治238	○	○	250	○	▲	▲
24			雲南市加茂文化ホール ラメール	雲南市加茂町宇治303	○	○	150	○	×	○
25			かもてらす	雲南市加茂町宇治328	○	○	300	○	×	○
26			雲南市立加茂中学校	雲南市加茂町神原1262	○	○	850	○	▲	○
27			加茂中央公園 スポーツの丘	雲南市加茂町神原1251-1		○	7,800	○	○	○
28			加茂中央公園 ふれあいの丘	雲南市加茂町神原1891		○	4,000	○	○	○
29			雲南エネルギーセンター	雲南市加茂町三代1331-1		○	1,200	○	○	▲
30	木次	木次	八日市交流センター	雲南市木次町木次299-1	○	○	70	○	×	▲
31			三新塔交流センター	雲南市木次町木次446-2	○	○	80	○	▲	▲
32			雲南市立木次小学校	雲南市木次町木次1001-1	○	○	460	○	▲	○
33			雲南市勤労青少年ホーム	雲南市木次町木次1012-1	○	○	70	▲	▲	○
34			高齢者コミュニティセンター	雲南市木次町新市3	○	○	50	▲	×	○
35			雲南市木次総合センター	雲南市木次町新市379	○	○	100	○	▲	▲
36			雲南市立木次中学校	雲南市木次町新市421	○	○	810	○	○	▲
37			下熊谷交流センター	雲南市木次町下熊谷1096-1	○	○	120	▲	▲	○
38			チェリヴァホール	雲南市木次町里方55	○	○	120	○	▲	○
39		斐伊	斐伊交流センター	雲南市木次町里方912	○	○	170	▲	×	○
40			斐伊体育館	雲南市木次町里方917	○	○	240	○	×	○
41			雲南市立斐伊小学校	雲南市木次町里方1064	○	○	410	○	○	▲
42			雲南消防本部	雲南市木次町里方1100-6	○	○	140	○	○	○
43			道の駅 さくらの里さすき	雲南市木次町山方1134-31	○	○	67	○	○	▲
44		日登	日登交流センター	雲南市木次町寺領526-3	○	○	230	▲	○	▲
45			雲南市立寺領小学校	雲南市木次町寺領612	○	○	450	○	○	×

雲南市指定避難所・指定緊急避難場所一覧

令和7年6月1日現在

NO	町名	地区名	施設名称	所在地	指定 避難所	指定緊急 避難場所	収容可能 人数(人)	災害適用性		
								地震	水害	土砂災害
46		西日登	雲南市立西日登小学校	雲南市木次町西日登985	○	○	350	○	○	▲
47			西日登交流センター	雲南市木次町西日登990-1	○	○	120	○	×	○
48		温泉	木次町郷土文化保存伝習施設	雲南市木次町湯村344-2	○	○	60	○	○	▲
49			旧雲南市立温泉小学校	雲南市木次町平田506	○	○	250	○	▲	○
50			温泉交流センター	雲南市木次町平田799-3	○	○	70	○	○	▲
51	三刀屋	三刀屋	三刀屋交流センター	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	○	○	160	○	▲	○
52			雲南市立三刀屋中学校	雲南市三刀屋町三刀屋394	○	○	500	○	▲	○
53			島根県立三刀屋高等学校	雲南市三刀屋町三刀屋912-2	○	○	580	○	○	×
54		一宮	一宮交流センター	雲南市三刀屋町給下764	○	○	80	▲	○	▲
55			雲南市立三刀屋小学校	雲南市三刀屋町給下1007-1	○	○	250	○	○	×
56			雲南市三刀屋文化体育館 アスパル	雲南市三刀屋町古城1-1	○	○	540	○	×	○
57		飯石	飯石交流センター	雲南市三刀屋町多久和516-2	○	○	70	○	○	○
58			旧雲南市立飯石小学校	雲南市三刀屋町多久和528	○	○	230	○	○	▲
59		中野	中野交流センター	雲南市三刀屋町中野375-2	○	○	50	○	○	▲
60			旧雲南市立中野小学校	雲南市三刀屋町中野380	○	○	150	○	○	▲
61		鍋山	鍋山交流センター	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	○	○	70	○	×	▲
62			雲南市立鍋山小学校	雲南市三刀屋町乙加宮1231	○	○	230	○	▲	▲
63	吉田	吉田	雲南市立吉田小学校	雲南市吉田町吉田1060-1	○	○	210	○	▲	▲
64			吉田交流センター	雲南市吉田町吉田1061-1	○	○	90	○	▲	▲
65			吉田勤労者体育センター	雲南市吉田町吉田1061-2	○	○	350	○	▲	▲
66			雲南市吉田総合センター	雲南市吉田町吉田1066	○	○	150	○	▲	▲
67			雲南市吉田健康福祉センター	雲南市吉田町吉田1066	○	○	180	○	▲	▲
68			雲南市立吉田中学校	雲南市吉田町吉田1080-4	○	○	580	○	▲	▲
69		民谷	民谷集落センター	雲南市吉田町民谷918	○	○	40	○	○	○
70		田井	田井交流センター	雲南市吉田町深野61-4	○	○	110	○	×	○
71			雲南市立田井小学校	雲南市吉田町深野90-1	○	○	360	○	○	×
72			国民宿舎 清嵐荘	雲南市吉田町川手161-4	○	○	140	○	○	▲
73	掛合		掛合	掛合まめなかセンター	雲南市掛合町掛合821-1	○	○	130	▲	×
74		道の駅交流の館		雲南市掛合町掛合1788-4	○	○	70	○	×	▲
75		雲南市立掛合中学校		雲南市掛合町掛合2136-1	○	○	550	○	▲	○
76		掛合交流センター		雲南市掛合町掛合2151-1	○	○	130	○	×	○
77		雲南市立掛合小学校		雲南市掛合町掛合2237-1	○	○	550	○	○	×
78		多根	島根イーグル（株）	雲南市掛合町多根212-3	○	○	400	○	×	▲
79			多根交流センター	雲南市掛合町多根418-1	○	○	60	○	×	▲
80		松笠	いこいの館	雲南市掛合町松笠748-4	○	○	30	○	▲	○
81			松笠交流センター	雲南市掛合町松笠748-18	○	○	60	○	×	○
82		波多	波多交流センター	雲南市掛合町波多459- 1	○	○	200	○	○	▲
83		入間	入間交流センター	雲南市掛合町入間498-5	○	○	90	○	×	▲
84			穴見集会所	雲南市掛合町穴見299-1	○	○	40	▲	○	○
収容可能人数計							33,339			

※ 災害適用性は、○：適用性あり ▲：開設時安全性要確認 ×：適用性なし

※ 指定避難所は指定緊急避難場所を兼ねています。

雲南市指定福祉避難所一覧

令和7年4月1日現在

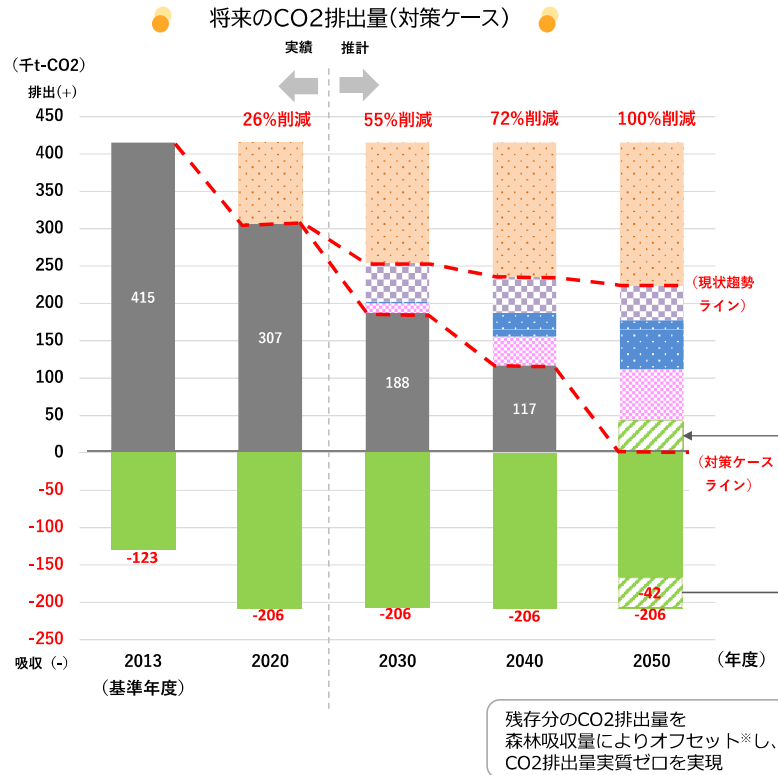
NO	町名	地区名	施設名称	所在地	災害適用性		
					地震	水害	土砂災害
1	大東	大東	大東町地域福祉センター	雲南市大東町大東1038	○	▲	○
2			デイサービスほっと	雲南市大東町新庄283-1	○	○	○
3			デイサービス新庄	雲南市大東町新庄286-1	○	○	○
4			デイサービスゆけむりの里	雲南市大東町新庄286-9	○	○	○
5		春殖	小規模多機能ホーム雲水屋	雲南市大東町養賀772-1	○	×	○
6			グループホーム雲水屋	雲南市大東町養賀772-1	○	×	○
7		幡屋	幡屋あおぞら	雲南市大東町仁和寺935-1	▲	×	○
8		阿用	グループホーム とぎしの家	雲南市大東町東阿用83-1	▲	×	○
9			老人デイサービスセンターあおぞらの家	雲南市大東町東阿用83-1	▲	×	○
10		海潮	特別養護老人ホーム 簸の上園	雲南市大東町中湯石88	○	○	○
11	加茂	加茂	特別養護老人ホーム 笑寿苑	雲南市加茂町加茂中915	○	×	○
12			養護老人ホーム 宇寿荘	雲南市加茂町加茂中928	○	▲	○
13			グループホーム 加茂の郷	雲南市加茂町南加茂706-4	○	○	○
14	木次	斐伊	介護老人保健施設 ケアセンターさすき	雲南市木次町山方1111	○	○	▲
15		日登	特別養護老人ホーム さくら苑	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
16			特別養護老人ホーム さくら苑 さくらんぼの家	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
17			木次町デイサービスセンター	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
18			小規模多機能型居宅介護事業所 桜花	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
19	三刀屋	三刀屋	特別養護老人ホーム 梅里苑	雲南市三刀屋町三刀屋1326-8	▲	○	×
20			平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294-1	○	○	×
21			三刀屋健康福祉センター	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3	○	×	▲
22		一宮	生活介護事業所 にじいろ	雲南市三刀屋町古城47-1	○	×	×
23		鍋山	特別養護老人ホーム みとやの郷	雲南市三刀屋町乙加宮3400-2	○	○	○
24	吉田	吉田	とちのみ	雲南市吉田町吉田1043-8	○	×	▲
25		田井	ケアポートよしだ	雲南市吉田町深野84-6	○	×	▲
26	掛合	掛合	特別養護老人ホーム えがおの里	雲南市掛合町掛合853-1	○	○	▲
27			掛合高齢者生活福祉センター	雲南市掛合町掛合1310	○	○	▲
28		入間	小規模多機能居宅介護事務所 ふれあいセンター	雲南市掛合町入間482-3	○	○	▲

※ 災害適用性は、○：適用性あり ▲：開設時安全性要確認 ×：適用性なし

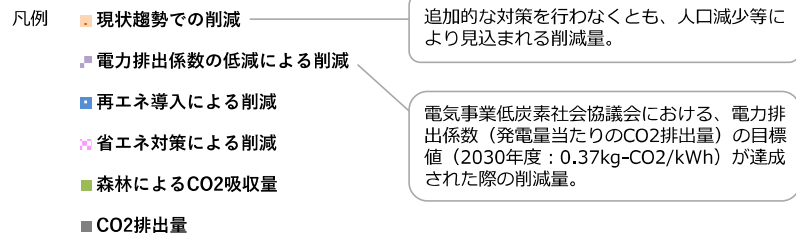
5 温室効果ガス排出量の将来予測

CO2排出量を2030年までに55%削減、2050年までに実質ゼロという目標達成に向けて、省エネ対策や再生可能エネルギーの推進などによるCO2排出量の削減量を積み上げ、将来のCO2排出量（対策ケース）を算定しました。

なお、人為的なCO2排出量の削減努力が大切であるため、まずは省エネ対策や再生可能エネルギーの推進などで人為的なCO2排出量をできるだけ削減し、それでもなお2050年において削減困難な部分は、目標達成に必要な森林吸収量のみをカーボン・オフセットします。



※努力しても削減できないCO2等の排出量を、植林・森林保護等で、埋め合わせすることを指します。206千t-CO2は、約23,400ha（雲南市面積の約4割に相当）のスギ林の年間吸収量に相当します。森林が蓄える炭素量は、林齢が11年～20年で最大になり、その後徐々に小さくなるため、森林整備を進め、森林を更新していくことが重要です。



令和6年3月 雲南市(市民環境部環境政策課)

雲南市脱炭素社会実現計画 概要版



1 計画策定の背景・目的・期間

国の喫緊の課題となっている地球温暖化の影響が深刻化しており、本市においても線状降水帯による「令和3年7月豪雨災害」が発生し、床上浸水や土砂災害、孤立集落の発生等、近年例を見ない規模の被害により、人々の生活基盤を揺るがす事態となりました。

このようなことから、本市は令和4（2022）年6月に「雲南市脱炭素宣言」を表明しました。この計画は、この宣言を実行・実現していくためにまとめたものであり、本市における脱炭素社会を実現するためのものです。

計画の期間は、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度の10年間とし、5年経過時点の令和10（2028）年度に見直します。

2 目標と基本コンセプト

■ 目標

2050年までに、雲南市における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。また、2030年までに、温室効果ガスの排出量55%削減（2013年度比）を目指します。

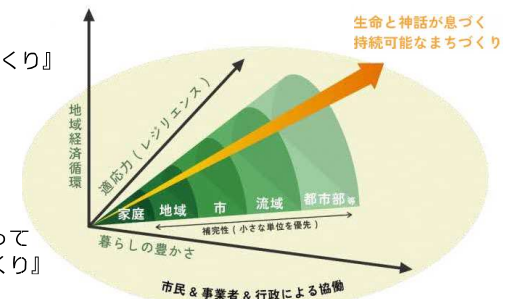
■ 基本コンセプト

『生命と神話が息づく 持続可能なまちづくり』

- 01 暮らしの豊かさの向上
- 02 適応力（レジリエンス）の向上
- 03 地域経済循環の向上

これら3つの柱を、補完性の原則※に基づいて展開し、向上していくことによって『生命と神話が息づく持続可能なまちづくり』を実現していきます。

※補完性の原則：協働によるまちづくりの必要な要素で、小さな単位を優先し、より大きな単位が補完するというもの



3 脱炭素社会実現に向けたプロジェクト

基本コンセプト「生命と神話が息づく 持続可能なまちづくり」に基づき、市民・事業者・行政が協働連携し、以下の方針を掲げて脱炭素社会実現プロジェクトを展開し、目標を実現します。

4つのプロジェクトは、全体を支える仕組みと有機的に連動させ、様々な対策を展開していきます。



～市民・事業者・行政が一体となって推進～

フォーラムや環境会議等を通じて情報共有

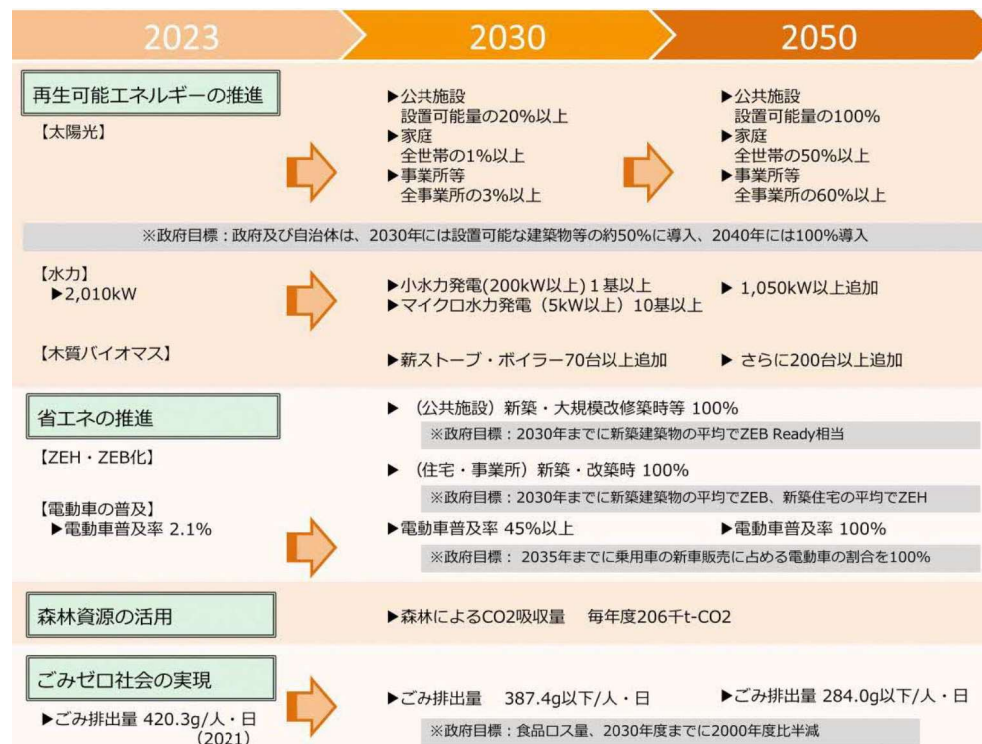
近隣、及び斐伊川流域の自治体等と連携

地域自主組織単位を中心としたコミュニティ単位を基本に

環境会議などを通じて人的ネットワークの構築

4 2050年度脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

“4つのプロジェクト”を、“全体を支える仕組み”で支えながら、次の目標値を実現します。



なお、再生可能エネルギーの推進は、次の基本方針と推進方法で進めます。

■基本方針

- ・ 再生可能エネルギーの最大限の導入と複合的なエネルギー源の確保に努めます。
- ・ 再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環を構築します。

■推進方法

- ・ 太陽光を中心とした地産地消の再生可能エネルギー電源を確保し、余剰電力を有効活用できる調整力を確保することで地域内経済循環とエネルギーの自立を実現します。
- ・ 自家消費を基本に、小さな単位の不足部分を大きな単位が補って支える（家庭＞地域自主組織・事業所＞市域）補完ネットワークの構築を図ります。



[トップ](#) > [市政情報](#) > [情報公開](#) > [公有財産](#)

Google 提供



公有財産

公有財産に関するページです。

お知らせ・更新情報

[旧三刀屋学校給食センター施設売払いに係る内覧会の開催について](#)

2023年5月23日

[市有財産利活用基本方針](#)

2021年3月31日

公有財産に関する情報はこちら

公有財産について

[旧三刀屋学校給食センター施設売払いに係る内覧会の開催について](#)

[市有財産利活用基本方針](#)

個別資産利活用方針について

市有財産利活用基本方針に基づき決定した、個別資産利活用方針をお知らせします。

[個別資産利活用方針](#)

公有財産の売却について

売却を予定している財産をお知らせします。

[売却予定財産](#)

公有財産の貸付について

○普通財産の貸付に係る申請は次の様式で申請ください。

[普通財産借受申請書様式](#) 

[誓約書](#)  (16KB)

○行政財産の目的外使用に係る申請書類は次の様式で申請ください。

行政財産の目的外使用とは、例えば貸館施設における貸館としての使用ではなく、目的外の使用（駐車場の占有使用、自動販売機の設置、営業行為など）をする場合が該当します。

[行政財産目的外使用許可申請書様式](#)  (43KB)

○市役所本庁舎で物販（営業）を行う場合は次の様式で申請ください。

[行政財産目的外使用申請書（本庁舎物販専用）様式](#)  (14KB)

[ページの先頭へ](#)

雲南市役所

本庁舎所在地：〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1

 [庁舎の位置](#)

 [各窓口案内](#)



 **0854-40-1000** (代表)

開庁時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜・日曜・祝日および、12月29日から1月3日までは除く）

 [雲南市へのお問い合わせはこちら](#)

代表メールアドレス：unnan-city@city.unnan.shimane.jp

[当サイトについて](#)

[サイトマップ](#)

[アクセシビリティポリシー](#)

[プライバシーポリシー](#)

Copyright © Unnan City All Rights Reserved.

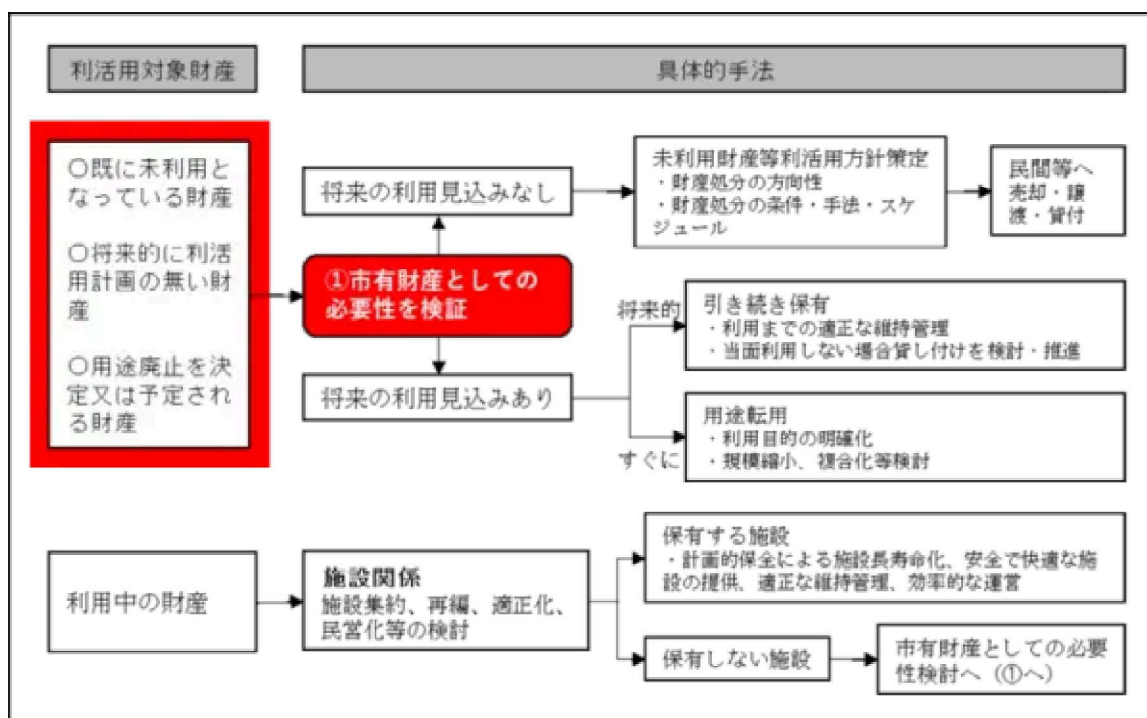
市有財産利活用基本方針

 お問い合わせはこちら

概要

市では保有する未利用財産及び未利用公共施設の活用・処分策について、考え方、手順等を全庁的に整理し、既存の対象財産の他、公共施設等総合管理計画の取組の進捗によって発生する公共施設跡地などを含む市有財産を、全庁横断的、長期的かつ戦略的な視点から有効に活用するために、市有財産利活用基本方針を策定しました。

【市有財産利活用のイメージ図】



市有財産利活用の流れ

(1) 利活用対象財産の選定・調査

新たに用途廃止するもの、地域振興に係るもの、民間需要が見込まれるもの、市の事業推進上優先すべきもの、市民から申し出があるものなどを優先的に選定する。

対象財産に関する接面道路の状況、都市計画法などの法適用、上下水道などのインフラ、地下埋設物の有無、他の行政目的での活用などを全庁横断的に調査する。

(2) 未利用財産の具体的検討・調整

普通財産検討部会(次長・課長級)で個別の未利用財産の利活用方針について具体的な検討を行う。検討部会で調整した個別資産の利活用方針は普通財産検討委員会(副市長・部長級)で審議のうえ、案を確定し、市長決裁で決定する。

(3) 個別資産の利活用方針に定める基本事項

(ア)市としての保有継続、売却処分等の方向性

(イ)継続保有する場合は、有効活用のための貸付等の方向性

(ウ)特定のものに対する財産処分（随意契約による処分）の可否

(エ)利活用の対応スケジュール等

(4) 個別資産の利活用方針の公表

決定された個別資産の利活用方針は市のホームページで公表する。

市有財産利活用の具体的な方法

(1) 保有継続する財産

保有継続する財産のうち、当面利用予定の無い財産は貸付により有効活用する。

(2) 保有継続しない財産

保有継続しない財産は計画的に売却等の処分を行う。

お問い合わせ先

総務部 管財課

〒699-1392

島根県雲南市木次町里方521-1

Tel 0854-40-1025

Fax 0854-40-1029

kanzai@city.unnan.shimane.jp

(注意) メールアドレスの「@」は半角「@」に書き換えてください。

[ページの先頭へ](#)

雲南市役所

本庁舎所在地：〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1

 [庁舎の位置](#)

 [各窓口案内](#)



 **0854-40-1000** (代表)

開庁時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜・日曜・祝日および、12月29日から1月3日までは除く)

 [雲南市へのお問い合わせはこちら](#)

代表メールアドレス：unnan-city@city.unnan.shimane.jp

[当サイトについて](#)

[サイトマップ](#)

[アクセシビリティポリシー](#)

 [プライバシーポリシー](#)

Copyright © Unnan City All Rights Reserved.